

茅ヶ崎市オリジナル広報キャラクター使用要綱

茅ヶ崎市オリジナル広報キャラクター使用要綱を次のように定める。

(目的)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市オリジナル広報キャラクター（以下「キャラクター」という。）の使用（電子媒体での使用を含む。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「キャラクター」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) えぼし麻呂（別紙1）
- (2) ミーナ（別紙2）

(使用者)

第3条 何人もキャラクターを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 茅ヶ崎市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認められるとき
- (3) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき
- (4) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがあると認められるとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき

2 営利を目的としてキャラクター使用する者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(使用承認申請)

第4条 前条第2項の承認を受けようとする者は、茅ヶ崎市広報キャラクター使用承認申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、承認の可否を決定し、使用承認（不承認）通知書により申請者に通知するものとする。

3 市長は、承認に際し必要な条件を付することができる。

(使用上の遵守事項)

第5条 キャラクターを使用する者は、キャラクターのイメージを損なう改変をしてはならない。

2 キャラクターの使用承認を受けた者（以下「承認者」という。）は、前項の事項に加

え、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された用途のみに使用すること

(2) キャラクター名の表記（「えぼし麻呂・ミーナ」）を付すこと

（承認内容の変更）

第6条 承認者は、承認内容を変更しようとするときは、あらかじめ、茅ヶ崎市広報キャラクター使用承認変更申請書（第2号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、承認の可否を決定し、使用変更承認（不承認）通知書により申請者に通知するものとする。

3 市長は、承認に際し必要な条件を付すことができる。

（違反等に対する取扱）

第7条 市長は、キャラクターを使用している者（承認者を除く。）が、この要綱に違反したときは、その使用の差し止めの請求、又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。

2 市長は、承認者がこの要綱に違反したとき、又は偽りその他不正の手段により使用承認を受けたときは、その承認を取り消すことができる。

3 市長は、前2項の規程による請求等、又は承認の取り消しを受けた者に対して、使用物件の回収を求めることができる。

4 市は、次に掲げるものについて、一切の責任を負わない。

(1) 前3項の規程による請求等、承認の取り消し、使用物件の回収、並びにその他キャラクターの使用に関し、使用者に生じた損害又は損失

(2) 使用者が、キャラクターの使用によって第三者に対して与えた損害又は損失

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。